

神戸市学校給食費の管理に関する条例施行規則の 一部を改正する規則（案）の概要

1. 趣旨

- ・社会情勢の影響による食材価格の高騰が続いている中で、現行価格水準において給食提供に必要となる食材費と、保護者が負担する給食費との差額を、令和6年度も引き続き公費により負担し、栄養バランスのとれた給食を維持していきます。（公費負担は市議会での審議を経て決定）
- ・児童生徒以外で学校給食の提供を受ける教職員等の負担額に関して、以下のとおり規則改正を行います。

2. 規則の内容

- ・教職員等の学校給食費の負担額（1日あたり）
 - ①小学校・特別支援学校・義務教育学校（前期課程）
主食・副食・牛乳 310円
 - ②中学校・義務教育学校（後期課程）
主食・副食 300円
牛乳 年度ごとに市長が定める額

【参考】令和6年度の学校給食費の保護者負担額（1日あたり）

- ①小学校・特別支援学校・義務教育学校（前期課程）
主食・副食・牛乳 260円（令和5年度と同額）
- ②中学校・義務教育学校（後期課程）
主食・副食 140円
牛乳 30円 }（いずれも令和5年度と同額）
※半額助成を継続（市議会の審議を経て決定）

3. 施行期日

- ・令和6年4月1日から施行します。